

## 著作権の未来を考えるシンポジウム

一般社団法人インターネットユーザー協会（MIAU）と著作権法改革により日本を元気にする会が主催する「著作権の未来を考えるシンポジウム」が、去る2017年11月22日に開かれた。コンテンツの新たな創作と利用の形態が広がりを見せる現代、これまでの著作権制度では対応できないトレンドが生まれてきている。今、何が起きているのか、次世代の著作権に何が求められるのか、次世代の著作権をどう創っていくのか活発に議論された。



香月啓佑氏  
MIAU事務局長

主催者挨拶として、MIAUの香月啓佑氏から、著作権のあり方について率直な意見を交える場であるとの開催趣旨が述べられた。

また同じく主催者である著作権法改革により日本を元気にする会の城所岩生氏から、同会の概要紹介および次世代の著作権を創り出すための討論を期待するとの挨拶があった。



城所岩生氏  
国際大学客員教授  
ニューヨーク州・  
ワシントンDC弁護士

福井健策氏による基調講演「情報革命と崩れる著作権制度の前提」では、大量のコンテンツが流通・利用されるギガコンテンツ時代が到来したことにより、適法コンテンツが爆発的に増加する一方で権利侵害も大規模化・深刻化しているとの特徴が紹介された。コンテンツの過剰な増加が、価格破壊に加え、利用の個別許諾という著作権処理が現実的ではない状況をもたらしていることを指摘し、拡大集中管理制度の導入やフェアユースないし柔軟な規定といった例外規定の拡充が議論されている背景が解説された。その上で、例外規定が専門家にすら難解である現状に法規範のあり方として危惧が示された。また、著作権保護期間を延長すれば権利処理が困難な孤児著作物を増大させることに注意を促した。さらに、権利侵害の深刻化に対応するためには、リーチサイト規制やサイトブロッキングもやむを得ないとの認識を示した。



福井健策氏  
弁護士(日本・ニューヨーク州)、  
日本大学芸術学部・  
神戸大学大学院客員教授

福井氏は、これからの知的財産権制度は「イノベーションの成果物の保護」と「成果物への自由なアクセスを守ることによるイノベーションの促進」のバランスを取る必要があるとし、かつビジネスモデルの変化スピードに合わせて制度を変革するためには、著作権法の改正だけでは間に合わず、契約、アーキテクチャ、パブリックライセンス、ガイドライン、文化醸成など多様なツールを組み合わせる当事者がルールメイクする必要性を訴えた。

続いて、エリック・ストールマン氏が「未来の著作権とクリエイティビティ」と題して基調講演し、権利者がインターネットを上手に活用することで、新たな流通チャネルとして海外の新たな需要を発見・開拓することに繋がるなどの事例を紹介した。また、YouTubeにおけるContent IDという技術が、コンテンツのブロックだけではなく、マネタイズ、モニタリングといった画期的な選択肢を権利者に提供し、ブロック以外の選択をする権利者が多くいる現状を事例を交えて説明した。加えて、インターネット上の違法コンテンツ対策においては、インターネットのエコシステムに配慮した上で、より効率的で効果的な手段を取ることが大切であると指摘した。



エリック・ストールマン氏  
Google パブリック・ポリシー  
カウンセル  
(著作権・通信分野担当)

ストールマン氏は、インターネット上での創作活動と侵害対策の両面において、フレキシブルな対応が重要であるとし、フレキシビリティを継続的に保つことが創作者、権利者、ユーザーの三者がともに利益を享受するために有用であると提言した。



津田大介氏  
ジャーナリスト、  
メディア・アクティビスト  
ポリティクス編集長

津田大介氏は、ユーザーの声を立法過程に届けるために団体が必要であったというMIAUの設立経緯を紹介した後、情報流通の環境が大きく変化したことを踏まえてネット時代に適した著作権制度を考える必要があるとした。とりわけ、クリエイターの育成が重要という認識に立ち、利用者がより創造的に活動でき、技術自身が発展できるような環境が求められていることから、イノベーションの源泉である「いじる自由」、「Freedom of tinker」を担保することを訴えた。



清水武氏  
デロイト・トーマツコンサルティング  
シニアマネージャー

清水武氏は、東南アジアのコンテンツ市場が急速にネット化する中で、日本のマンガとアニメは浸透しているが音楽・ドラマの存在感が薄い現状を紹介した。そして、日本のコンテンツが東南アジア市場に進出するためには、コンテンツがローカルの需要を満たしていると同時に、ネット同時配信・ネット再放送配信・YouTube等でのプロモーション配信等の権利が明確かつ処理しやすいことが必要であると指摘した。また、コンテンツ展開の先に広告商品の売上増加などビジネスの広がりを意識するべきと述べた。



城所岩生氏  
国際大学客員教授  
ニューヨーク州・  
ワシントンDC弁護士

城所岩生氏は、プロのみが著作権に関わる時代から、広く市民が関わるよう変わったことを著作権法が多くの課題を抱える背景として述べた。また、音楽教育や遠隔教育を例に、著作権法の伝統的解釈と常識的な結論に齟齬が生じていると指摘した。そして、事前規制型の著作権法を厳格に運用する現状では、情報分野におけるイノベーションがもたらす環境変化に追いつけず、事後規制型の法整備を進めるべきであると提言した。



上野達弘氏  
早稲田大学法学学術院  
教授

上野達弘氏は、伝統的な著作権法学は作者の保護を重視してきたが、今では権利保護と利用促進のバランスを重視する点で学説上のコンセンサスがあるという現状を述べた。そして、2020年に制定50周年を迎える現行著作権法は、全面改正を含めた変革を進めるべきではあるが、同時に、時代を超えて変わらないもの・変わるべきではないものを踏まえるべきとの認識を述べた。また、著作権制度が柔軟性と多様性を備えるために、権利制限の一般規定のほか、報酬請求権付きの権利制限規定を活用することを提言した。

上野氏、城所氏、清水氏、ストールマン氏、津田氏、福井氏（50音順）によるパネルディスカッションでは、まず論点の具体例としてフェアユースをとりあげた。導入そのものには各氏とも賛成である一方で、事前許諾の前提を踏まえればフェアユースだけでは諸課題を解決し難いとの共通理解が得られた。さらに、米国でも慎重な議論を積み重ねて制度が確立した経緯に留意すべきこと、フェアユースを使いこなすためには個人を含む当事者が契約力を向上する必要があること、ビジネスを進めるための慣習・ガイドラインや独禁法の観点からの公正な契約慣行さらには権利者情報などの社会基盤について整備と教育が必要であるといった規定の実効性を見据えた提言が相次いだ。

次に、コンテンツビジネスを変革する実践をめぐって意見が交わされた。新たなビジネスモデルへの変更はリスクを伴う中で、米国ではリスクを前提にどのようにリスクを下げていくかを議論するのに対し、日本企業はリスクが少しでもあれば挑戦しない傾向があるという指摘があった。そして事前許諾の法制度を前提としつつも、オプトアウトをデフォルトの慣習へと変えたことが米国で大量流通を実現したとの分析が述べられた。さらに、コンテンツビジネスを取り巻く環境は、「娯楽」対「娯楽」から「コンテンツ・著作権」対「体験」へとスマートフォンによって大きく変化しつつあると指摘された。

最後に、今後の日本の著作権制度にふさわしいルール作りについて提言があった。デジタル時代の著作権でコンセンサスを得ることの難しさをふまえると、過去の制度整備の遅れや失敗から学ぶこと、また関係者に経済的メリットについて理解を促すことが有用ではな

いかとの意見があった。そして、利害関係者が集まったルール作りでは漏れる関係者が出るという構造的課題があり、ロビーイングする当事者を含めず中立的立場の委員だけで審議すべきとの提案が複数あった。また、当事者には制度を使いこなすことが求められるため、教育過程において契約力の向上を図ることが提案された。

終わりに、来賓の阿達雅志参議院議員から挨拶があった。与党としてもフェアユースの導入を重要な課題と認識して取り組んでいること、従来のパッチワーク的な部分修正を超えてより本格的に改正すべきとの認識が示された。その上で、ビジネスがテクノロジーを活用して挑戦することへの期待およびサポートの意向が述べられた。



阿達雅志参議院議員

以上